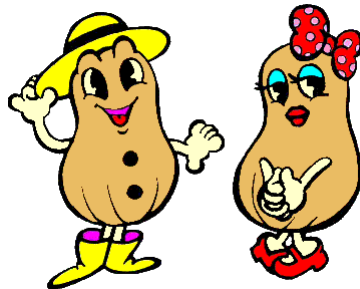


# 八街市 住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～



ピーちゃん ナツちゃん  
八街市イメージキャラクター

八街市生活困窮者自立支援事業共同事業体  
自立相談支援窓口  
令和2年5月1日作成

# 住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少し、経済的に困窮、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関である八街市自立相談支援窓口による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 37,200円（単身世帯）    | 45,000円（2人世帯） |
| 48,400円（3人～5人世帯） | 52,000円（6人世帯） |
| 58,100円（7人以上）    |               |

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である  
やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

| 世帯人数 | 基準額      |                            | 基準額+家賃上限額 |
|------|----------|----------------------------|-----------|
| 1人   | 78,000円  | + 家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限） | 115,200円  |
| 2人   | 115,000円 |                            | 160,000円  |
| 3人   | 140,000円 |                            | 188,400円  |
| 4人   | 175,000円 |                            | 223,400円  |
| 5人   | 209,000円 |                            | 257,400円  |

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

| 世帯人数 | 預貯金        |
|------|------------|
| 1人   | 468,000円   |
| 2人   | 690,000円   |
| 3人   | 840,000円   |
| 4人以上 | 1,000,000円 |

- ⑥ 生活保護及び国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。過去に住居確保給付金を受給していないこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

## 住居確保給付金の支給額

### 単身世帯の例

- ・月収が基準額（78,000円）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・月収が基準額（78,000円）を超え、115,200円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

住居確保給付金支給額 = 家賃額※ - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※家賃額は住居確保給付金基準額（地域によって異なる）を上限

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ①住居確保給付金申請時確認書
- ②住居確保給付金支給申請書
- ③本人確認書類（次のいずれかの写し）  
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、  
各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ④ア）離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し  
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）  
イ）収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑦入居住宅に関する状況通知書
- ⑧当該住宅にかかる賃貸借契約書・重要事項説明書の写し
- ⑨その他、状況により必要な書類

# 住居確保給付金の申請から決定まで

- ◆住居確保給付金の申請書類の準備
  - ・申請書や本人確認書類など各種必要書類を用意してください。
- ◆入居住宅の貸主との調整
  - ・不動産業者等から、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。振り込みが、市から不動産業者等の口座に直接行われることをお伝えください。（決定金額＝家賃額ではありません）
- ◆住居確保給付金の申請書類の提出
  - ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」含め各種必要書類が揃っていることを確認し、提出してください。
- ◆住居確保給付金の審査・決定
  - ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、報告用書式が交付されます。
  - ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
  - ・住居確保給付金は、支給額が八街市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
  - ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。
- ◆総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み
  - ・住居確保給付金受給中に生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

申込先：八街市社会福祉協議会 ☎043-443-0748

## 住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、「八街市自立相談支援窓口」の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動等を行ってください。
- ◆ 毎月1回以上、「八街市自立相談支援窓口」の支援員等に報告をする必要があります。求職活動の状況を、支給決定時に交付される書式により、メールかFAXで報告してください。  
※離職・廃業せずに受給している方も収入等の連絡は必要です。
- ◆ 離職している方は、求人先への応募を行うか、求人先の面接を積極的に受けてください。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月1回以上、書式にて報告してください。
- ◆ さらに、八街市よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「八街市自立相談支援窓口」へ提出してください。
- ◆ 提出した月から、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。
- ◆ 離職・廃業せずに受給している方も、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと  
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であることなど

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、社会福祉課へお越し下さい。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
  - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、「八街市自立相談支援窓口」の指導により八街市内での転居が適当である場合
  - ・申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ「八街市自立相談支援窓口」へお越しください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 離職して求職活動を怠る方、または収入を得る機会が減少していて受給し、収入状況の報告を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 「八街市自立相談窓口」が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または収入が増加し、就労により得られた収入が一定額（基準額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、住居確保給付金窓口または「八街市自立相談支援窓口」の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者又は受給者同一世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

八街市自立相談支援窓口（社会福祉協議会内）

TEL : 043-312-0766

FAX : 043-443-1761